

自治基本条例 第2部会 進捗計画 (案)

I 部会検討方法について

- ① 部会員を2つに分ける。各、担当分野につき調査、研究、提案する。
 - 1) 共通検討事項については、全員合同にて検討する。
 - 2) 個別検討事項は、次に区分する。
 - a) 市長・行政機構関連
 - b) 市議会関連
- ② 区分して検討した内容を全員が再検討する。

II 日程

- ① 当初の調査対象が市役所等であるので、週日に会合する。
- ② 6月12日(木)13時から17時を初回とし、毎週木曜日、午後に会合する。当面、7月10日(木)までの5回とする。
6月7日(土)開催、第3回全体会後の部会で区分、検討内容の合意を図る。
- ③ 途中、進捗状況により、土曜日又は日曜日の会合も視野に入れる。
- ④ 7月10日(木)には部会案を設定する。
- ⑤ 6月5日(木)18時より第2部会を行う。担当割、調査方法等打合せる。

III 主要検討項目

- ① 市長・行政機構関連
 - 1) 監査機能充実。市民を加えた **ombuds** 機構新設。
 - 2) 費用対効果 分析。業務遂行能力洗直し、職員適正配置。
(地方公務員資格更新制導入。労働生産性点検、給与体系見直し。)
 - 3) 行政特別職、行政委員会の公募公選検討。
 - 4) 有利子負債早期返還。特別会計との連結決算。未納債権収受法研究。
 - 5) 広報方法のあり方検討。広聴、苦情処理制度確立。
- ② 市議会関連
 - 1) 地域擁護でなく、全市民代表としての活動推進模索。
 - 2) 定員削減、若しくは総費用頭打ちの定員増。
 - 3) 議員歳費圧縮(給与以外の費用弁償等も含む)。定期資産公開。
 - 4) 議員活動報告励行、及び公開。
 - 5) 多選禁止(最長3期まで)。
- ③ 共通検討事項
 - 1) 自治は「まちづくり」に多大な **impact** を与えるが、「まちづくり」のみが自治でないとの認識を持って検討する。
 - 2) この部分は大切かも知れないが、余り時間を取られすぎない様に配慮する。